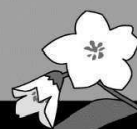


商工ひがしうら



ふれあし

2024 8月

東浦町商工会

〒470-2103
東浦町石浜岐路28の2(勤労福祉会館内)
TEL 0562-83-6123
FAX 0562-84-0425
<http://www.higashiura.or.jp>

東浦町商工会経営支援レポート

東浦町商工会が伴走支援を行った事業所を紹介します！

株式会社八百正 [青果卸・小売業] 所在地：知多郡東浦町森岡半ノ木77-1

補助金を活用してフードパークを新設！

～事業所概要～

昭和23年に先々代が東浦町で青果販売業を創業し、現在では店頭での小売業と福祉施設や病院、飲食店などへの卸売事業を行っています。

「仕入ネットワークを活かした旬の青果の安定的な仕入れ」や「青果の特徴や良さを活かした調理法の伝授」などの強みを活かし、卸と小売の両方で一定の評価を得てきました。



経営支援

～専門家派遣制度と補助金の申請～

事業者の抱える経営課題を解決するために専門家派遣制度を活用し、現状のヒアリングを実施したことにより強みを活かした新規事業としてテイクアウト商品販売と飲食サービスに取り組むことを考えました。そこで、新規事業に係る経費は「事業承継・引継ぎ補助金」の活用を考え申請書策定に取り組み、まずは補助金申請のための加点要素となる「経営革新計画」と「事業継続力強化計画」を策定申請しました。その後、「事業承継・引継ぎ補助金」を申請し、無事採択され新規事業をスタートさせました。



取組の成果

既存の小売店舗の敷地内に設置したコンテナハウスを店舗として利用し「八百正キッチン」を7月13日(土)にオープンしました。

季節のフルーツを使ったスイーツや旬の食材を使ったお好み焼きなど、その季節にしか食べられない商品のほか、注文されてから揚げるコロッケや塩からあげなども販売しています。

お客様からは、「旬のフルーツでスイーツが味わえて良い」、「揚げたてでおいしい」、「塩からあげ、コロッケは昔懐かしい味がする」など好評をいただいています。

Instagramにて様々な情報を発信しています
のでぜひチェックしてみてください⇒

TEL: 0562-84-2083
営業時間: 10:00~18:00
定休日: (水) (日)



Instagram



活 動 報 告

青 年 部

7月3日(水)に稲沢市にある名古屋文理大学文化フォーラムにて行われた第10回商工会青年部愛知県大会に参加しました。各支部より選出された青年部員による主張発表大会が行われ、新城設楽支部代表で豊根村商工会青年部の小早川武史さんが最優秀賞に選ばれ、8月に行われる中部ブロック大会へ出場します。また、知多支部の代表として武豊町商工会青年部の酒井祐吏さんが全体で2位の優秀賞を受賞しました。

いろんな青年部の取り組みを聞きとてもいい刺激を受けました。



女 性 部

6月29日(土)に半田市にある「寿司ダイニング季鮮花」さんにてグルメクラブを開催しました。

おいしいグルメを楽しみながら部員同士の話がはずみ、とても有意義な交流を図ることができました。

また、9月には知多支部内の女性部員が一堂に会する研修会「第44回女性部セミナー」、10月には全国から女性部員が参加する「商工会女性部全国大会(三重大会)」に

一泊研修を計画しております。

女性部活動にご興味のある方は商工会へご連絡ください。



美容業講習会を開催しました

7月9日(火)に東浦町勤労福祉会館にて、半田商工会議所・大府商工会議所・阿久比町商工会・武豊町商工会・東浦町商工会共催の「美容業講習会」を開催し、34事業所38名が参加しました。

講師には多数のコンテスト受賞歴のある SantaHair の深津由佳氏と林果乃子氏をお迎えし、「サロンを強くしていくスタッフ」をテーマに講習会を行いました。また、技術の指導だけでなく、美容師として成長していくための勉強の仕方、考え方等について指導していただく事ができました。

講習会前には知多保健所による衛生講習会を実施し、美容所の衛生管理(施設・器具・消毒・従業員等)や各種届出についてスライドによる説明があり、参加者にとって実用性の高い内容でした。

受講者は熱心にメモを取り、また写真を撮る受講者も多く、アンケート結果からも満足度の高い有意義な講習会でありました。



森岡地区、藤江地区では盆踊りに協力していただける方を募集しております。
詳しくは折込チラシをご覧ください。

※各地区の案内が折り込んであるわけではありません

愛知県『中小企業男性育児休業取得促進奨励金』について

愛知県は、男性従業員の育児休業取得を積極的に支援しています。今年度も引き続き、男性従業員が育児休業を取得した中小企業等に奨励金を支給します。

<制度概要>

養育する子が2歳になるまでの間に、男性従業員が育児休業(産後パパ育休を含む)を通算14日以上取得し、当該従業員が原職等に復帰した場合に奨励金を支給する(1事業者につき支給は1回限り)。

<支給額>

取得期間(分割取得の場合は日数を通算) ^{※1}	支給額
14日以上28日未満 (所定労働日を8日以上含む) ^{※2}	50万円
28日以上 (所定労働日を16日以上含む) ^{※2}	100万円

※1 複数の従業員の取得日数を合算することはできません。

※2 令和6年3月31日以前の日が育児休業の取得期間に含まれる場合は、所定労働日の日数の要件は適用されません。



<支給対象>

所定の要件を満たす法人又は個人事業主 ※詳細は支給要綱、募集要項をご確認ください。

<申請期限> ※申請総額が予算に達した時点で受付終了

対象従業員が育児休業から原職等に復帰後2か月経過した日(起算日)の翌日から3か月以内

※2024年度の事業実施分については、2023年11月2日から2025年1月31日までに育児休業から復帰した対象従業員に係る奨励金の申請が対象となります。

【申請・問合せ先】

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 本庁舎2階
愛知県労働局労働福祉課 仕事と生活の調和推進グループ
TEL: 052-954-6360(ダイヤルイン) FAX: 052-954-6926



あいち働くパパ応援サイト

※現在、申請件数が増えており、審査に1~2か月程度時間を要しています。

こころのサインに気付いていますか
~9月10日から16日までは、自殺予防週間です~

誰でも「心が苦しい」「生きるのがつらい」といった気持ちになるかもしれません。よく眠れない、食欲がない、不安を感じる、飲酒量が増える、原因のわからない身体の不調が続く...などは、こころのストレスのサインです。ひとりで抱え込まず、是非相談してください。

下記サイトから、悩み別に相談窓口を検索することができます。

【お問合せ】

愛知県半田保健所 健康支援課 こころの健康推進グループ
TEL: 0569-21-3340



あいち相談窓口ナビ
(悩み別に相談窓口を検索できます)

中小企業向け 産業用ロボット導入支援研修 経営目線で見えるロボット活用研修会

産業用ロボットの導入・活用について検討を始めた、あるいは既に導入している愛知県内の中小企業者を対象に研修会を実施します。実際にロボットを活用している中小企業を訪問、工場見学を行います。

<日時>2024年8月22日(木)14時~

<場所>株式会社 山田製作所

<申込期限>8月19日(月)15時

<主催>愛知県



ロボット導入支援

働き方改革の講師派遣

<WEB対応も可能>

- ・専門講師が企業のニーズに合わせた講義を実施
- ・所定のテーマを選び、後日ヒヤリングを行い、内容の詳細や講師を選定

<期間>2025年2月14日迄の平日(応相談)

<対象>県内の団体・企業

<回数>1団体・企業につき1回

<申込期限>希望日の概ね2ヶ月前迄

<主催>愛知県

<運営>NPO法人ブルーバード



働き方改革支援事業

愛知県『デジタル人材育成研修』について

愛知県では、中小企業等における DX の推進を担うデジタル人材の育成支援に取り組んでいます。この取組の一環として、部門長等のリーダーから一般社員までの階層に応じたデジタル人材育成研修を無料で開催しています。

つきましては、デジタル人材の育成・確保に取り組まれている皆様は是非御参加ください。

<参加対象者>

- ・主として県内の中小企業等の部門長等のリーダー及び一般社員

<参加費>

- ・無料

<申込方法>

- ・申込期限内に Web サイト（QR コード）より申込み 各研修、申込先着順

<運営事務局>

- ・株式会社ネットラーニング（県事業委託先） メール：aichidx_inq@nl-hd.com

<今後開催される研修の一例>

対象	研修名	開催日	開催地
リーダー向け	未来を拓くデジタル人材の育成・指導法研修	9月11日(水)	刈谷市総合文化センター
〃	デジタル時代のビジネスイノベーションスキル研修	11月6日(水) 他全5日間	刈谷市産業振興センター
一般社員向け	ゼロから応用まで業務改善のための DX 基礎（初級）	9月10日(火)	〃
〃	仕事に活かす初めての生成 AI 活用入門	11月7日(木)	〃
〃	実務者のための Python 機械学習超入門	9月18日(水)	〃

※上記以外の研修や同じ内容で別会場にて開催されるものもありますので、詳しくは HP にてご確認ください



県産業人材育成課

本年10月より一部取扱いに変更がありますので注意が必要です

「中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）」税制改正

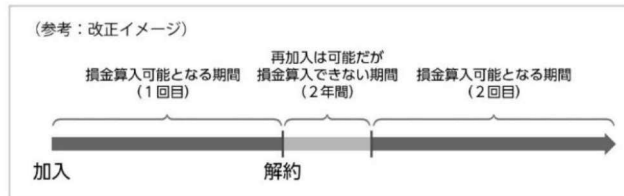
取引先が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、掛金総額によって貸付を受けることで連鎖倒産を防止することを目的とした「中小企業倒産防止共済制度（以下、倒産防止共済）」について、税制上の特例が見直されましたのでご注意ください。

<改正の内容>

今回の税制改正の内容を要約すると、倒産防止共済の損金算入の特例措置について、令和6年10月1日以後の契約解除後にあらためて共済契約を締結した場合には、その解除から2年を経過するまでの間に支出する共済掛金については、特例の適用ができないとされました。

つまり、令和6年10月以降に共済契約を解約し、再度共済契約を締結（再加入）する場合、その解約の日から2年を経過するまでの間に支出する掛金については、損金または必要経費に算入できなくなります。

契約解除後2年間は掛金の損金算入出来ませんが、倒産防止共済には再加入することは可能となりますのでご注意ください。



中小機構「商工共済ニュース」より抜粋

伴走型省エネ診断の参加企業等の募集

県内の中小企業者を対象に、地域の経済団体や金融機関等と連携して、エネルギー管理士等の専門家による無料の省エネ診断や脱炭素経営の理解を深めるためのワークショップを開催します。

<募集期間> 2024年10月31日(木)まで(募集者数に達し次第終了) <費用> 無料

【お問合せ】愛知県環境局地球温暖化対策課 計画推進グループ TEL: 052-954-6242



あいち脱炭素経営支援プラットフォーム